

(案)

平成 2 7 年 1 月 日

京都市長 門川 大作 様

地方独立行政法人京都市立病院機構評価委員会
委員長 山谷 清志

意 見 書

別記「地方独立行政法人京都市立病院機構中期計画（案）」（以下「中期計画（案）」という。）に係る地方独立行政法人法第 2 5 条第 3 項の規定に基づく評価委員会の意見は、別記意見書のとおりである。

別 記

意見書

地方独立行政法人京都市立病院機構中期計画（案）について

平成 2 7 年 1 月

地方独立行政法人京都市立病院機構評価委員会

別紙の中期計画（案）は、妥当なものであると認める。

（理 由）

当委員会は、第5回会議（平成26年12月開催）及び第6回会議（平成27年1月開催）の2回にわたって、地方独立行政法人京都市立病院機構が作成した中期計画の案について慎重に審議した。

その結果、当委員会は、第6回会議において、中期計画の案は次のことから妥当なものであるとの結論を得た。

- 1 法人が中期目標を達成するため取り組むべき事項が的確に記載されていること。
- 2 適切な内容の数値目標が設定され、今後の評価の際の基準として明瞭であること。
- 3 当委員会で慎重に審議し、その中で出された意見にも対応できている内容であること。